

雲南圏域地域医療支援計画

1. 総説

(1) 地域の現状と計画策定の意義

雲南圏域の人口は、昭和 30 年国調の 116,310 人をピークにその後減少し、平成 24 年 10 月 1 日現在の推計では 59,932 人となっています。人口構成は、高齢化率 35.2%（県平均 29.9%）、14 歳以下の割合は 11.6%（県平均 12.8%）です。

平成 18 年 10 月 1 日現在に比較して、人口は 5,457 人（△8.3%）は 0.1%減少しています。

このように、過疎化、少子・高齢化が急速に進展している当圏域においては、無医地区 4 地区、無歯科医地区 7 地区（平成 24 年 4 月現在）など、最寄りの医療機関までの距離が遠い地区を抱えるとともに、「病院の医師不足」に加えて「開業医師の高齢化や後継者不足」など医療の確保に関して多くの問題を抱えています。

島根県では、国の第 11 次へき地保健医療計画を踏まえて、現在の「島根県地域医療支援計画」を見直し、課題整理の上、具体的な施策又は方向性を取りまとめ諸施策を推進することとしました。

島根県地域医療支援計画は、全県計画と各二次医療圏の地域計画の 2 本立てで構成されており、圏域における地域保健医療対策の基本指針として策定した当計画は、その一部を構成しています。

この度の島根県地域医療支援計画の見直しに併せ、圏域の地域医療全般のさらなる充実を目指して、当計画についても見直しを行うこととしました。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年とします。

2. 圏域における地域医療の現状と課題

(1) 医療従事者の確保

1) 医師

- ・厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成 22 年 12 月 31 日現在）によれば、人口 10 万人対の医師数は 117.9 人（県全体は 264.8 人）であり、県内では最も少ない状況にあります。また、平成 14 年 12 月末の 157.4 人（県全体は 244.5 人）をピークとして減少しています。
- ・島根県が行った「勤務医実態調査」（平成 24 年 10 月 1 日現在）によれば、当圏域の充足率は改善傾向にあるものの、63.8%（県全体は 77.0%）と県内でも低い状況であり、雲南市立病院等の 4 ヲ所の地域医療拠点病院の常勤医

師の確保が依然として厳しい状況にあります。

- ・開業医師の高齢化や後継者不足により、診療継続が危惧され、無医地区の増加が懸念されています。

2) 看護職員

- ・厚生労働省の「医療施設（動態）調査・病院報告」（平成 23 年 10 月 1 日現在）によれば、100 床当たり看護師・准看護師数は 48.2 人であり、全国平均（54.2 人）と県平均（53.3 人）を下回っています。
- ・診療報酬の改定に伴う看護配置基準の見直しなどにより、看護師・准看護師の需要はさらに高まっており、確保が困難な状況にあります。
- ・訪問看護ステーション等の介護保険関係への需要が高まっていますが、看護師等の不足により、在宅サービスにおいて 24 時間体制等に十分対応できていない状況です。

3) 薬剤師

- ・厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成 22 年 12 月 31 日現在）によれば、圏域の人口 10 万人当たりの薬剤師数は 84.0 人と、全国平均（215.9 人）や県平均（162.1 人）を大きく下回り、県内で最も少ない状況です。
- ・病院薬剤師の業務は、調剤のみならず、チーム医療に参画し、病棟における服薬指導など高度化・多様化している中で、雲南市立病院等の地域医療拠点病院における薬剤師の確保が恒常的に難しい状況にあります。
- ・高齢化が急速に進展する当圏域においては、在宅医療における薬剤師の役割は重要であり、また医薬分業を促進する観点からも、調剤薬局の薬剤師の確保が必要です。

4) その他の職種

- ・寝たきり予防、社会復帰のための機能訓練や在宅のリハビリテーションの充実を図っていくためには、リハビリ専門職種である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の安定的な確保が必要となっています。

(2) 無医地区等

- ・圏域における無医地区は、平成 24 年 4 月現在で、1 市 1 町に 4 地区（地区内人口 343 人）あります。
- ・無歯科医地区は、平成 24 年 4 月現在で、1 市 1 町に 7 地区（地区内人口 847 人）あります。
- ・巡回診療は、各地区とも未実施です。
- ・開業医師の高齢化で、医師の往診の負担が大きくなっています。

- ・高齢化が急速に進む当圏域においては、無医地区等をはじめとして、公共交通機関がない、又はあっても便数が少ない、最寄りの停留所まで距離があるなど、医療機関へのアクセスが不便な地区について、きめ細やかな通院手段確保対策が必要となっています。

用語の定義

■無医地区・無歯科医地区

医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない（定期交通機関が1日3往復以下、あるいは片道1時間以上）地区

■準無医地区・準無歯科医地区

無医地区の定義には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた地区

(3) へき地診療所

- ・へき地診療所は1市2町に7か所ありますが、1か所は医師不足により休止しています。
- ・巡回診療は、各診療所とも未実施です。
- ・雲南市国民健康保険掛合診療所及び飯南町来島診療所では、往診を行っています。
- ・雲南市国民健康保険掛合診療所と波多出張診療所については、通院手段として、スクールバスが予約型バス（デマンド方式）として利用されています。また、飯南町立来島診療所に関しては、町営バスが通院の利便性に配慮して運行されています。
- ・雲南市国民健康保険掛合診療所では、県立中央病院の協力により代診医の派遣を受けています。

市町名	診療所名	現状（上段） ・ 課題（下段）
奥出雲町	町立鳥上診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■昭和25年開設 ■平成13年から平成18年3月まで医師不在のため休止 ■平成18年11月から指定管理者により新規開設 ■平成22年3月から医師不在のため休止
		■医師の確保が困難である。

	町立馬木診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 24 年 1 月から指定管理者により開設 ■診療日時：火曜・金曜 14:00～15:45 ■往診：馬木地区を対象として実施 ■診療科目：内科、小児科 ■診療スタッフ：医師 1 名、看護師 1 名 ■診療対象人口：概ね 1,400 人 ■地区住民の身近な診療所として、早期受診につながっている。
雲南市	雲南市国民健康保険掛合診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■昭和 33 年開設 ■診療日時：月曜～金曜 9:00～11:00、水曜・木曜・第 2 火曜 13:30～15:00、第 1・3・5 土曜 9:00～11:00 ■往診：掛合町全域を対象として実施。 ■診療科目：内科、歯科、整形外科 ■診療スタッフ：医師 1 名、歯科医師 1 名、看護師 3 名、臨床検査技師 1 名、歯科衛生士 2 名、事務員 3 名 ■県立中央病院の協力により代診医の派遣を受けている。 ■輸送：スクールバスを予約型バス(デマンド方式)として利用している。 ■診療対象人口：概ね 3,450 人
	雲南市国民健康保険波多出張診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■昭和 60 年開設 ■診療日時：金曜 13:30～15:00 ■診療科目：内科 ■診療スタッフ：医師 1 名、看護師 3 名 ■輸送：スクールバスを予約型バス(デマンド方式)として利用している。 ■診療対象人口：概ね 550 人 ■地域におけるかかりつけ医療機関としての役割は大きい。
		<ul style="list-style-type: none"> ■へき地診療所としての施設及び設備が老朽化してきている。
飯南町	飯南町立志々出張診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■昭和 53 年開設 ■診療日時：金曜 13:30～15:30 ■診療科目：内科

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療スタッフ：医師 1 名、看護師 1 名、事務員 1 名 ■ 飯南町立飯南病院の出張診療所である。 ■ 診療対象人口：概ね 600 人 ■ 志々地区には他に医療機関はなく、飯南町立飯南病院から離れた当地域では出張診療所の果たす役割は大きい。
飯南町立来島診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢化が進み、通院手段の確保が望まれている。 ■ 歯科診療の要望もあるが、医師確保が困難である。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 昭和 32 年開設 ■ 診療日時：月曜・水曜・木曜・金曜 8:30～11:00、木曜 13:00～15:30 ■ 往診：来島地区を対象として、木曜の午後に実施。 ■ 診療科目：内科 ■ 診療スタッフ：医師 1 名、看護師 2 名、事務員 2 名 ■ 飯南町立飯南病院と連携を取りながら診療を行っている。 ■ 町営バスが通院の利便性に配慮して 1 日 5 往復運行されている。 ■ 所在地以外の地区は、民間の医療機関と当診療所の出張診療所があるが、地域の第 1 次医療機関としての役割は大きい。 <ul style="list-style-type: none"> ■ へき地医療として必要な機能は満たしてはいるものの、医療機器の更新が課題である。 ■ 高齢化が進み、住民からは外科、眼科の診療を望む声も多く挙がっている。
飯南町立谷出張診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 昭和 32 年開設 ■ 診療日時：金曜 13:30～15:00 ■ 診療科目：内科 ■ 診療スタッフ：医師 1 名、看護師 1 名、事務員 1 名 ■ 飯南町立来島診療所から出張して診療を行っている。 ■ 診療対象人口：概ね 250 人 <ul style="list-style-type: none"> ■ へき地診療として必要な機能は満たしてはいるものの、医療機器が十分でなく、検査等は飯南町立飯南病院で実施している。

用語の定義

■へき地診療所

1. 国庫補助を受けて設置した診療所

- (1) 当該診療所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他に診療所がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、当該診療所から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること。
- (2) 離島振興法等の指定区域で、かつ、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上1,000人未満の離島に設置されているもの。

2. 国民健康保険直営診療所

(1) 第1種へき地診療所

- ① 当該診療所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するもの。
- ② 過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、山村振興法等の指定地域内にあり、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するもの。

(2) 第2種へき地診療所

当該診療所を中心として、概ね半径4km以内に他の医療機関がないもの。

3. その他の公立診療所

過疎地域自立促進特別措置法の指定地域である市町村に所在するもの。

※へき地診療所には、歯科診療所も含む。

■島根県代診医派遣制度

へき地における公立診療所及びブロック制を実施している公立病院において、学会、研修等の出席あるいは休暇により医師が一時的に不在となり、代診医の派遣がなければ地域住民の医療の確保に支障が生じる場合に、県立中央病院等の協力を得て医師を派遣し、代診業務を行う制度

(4) 地域医療拠点病院

- ・ 地域医療拠点病院は、雲南市立病院、町立奥出雲病院、飯南町立飯南病院、平成記念病院の4病院で、いずれも救急告示病院です。
- ・ 医師の派遣など病病連携が行われています。
- ・ 巡回診療は、各病院とも未実施です。
- ・ すべての病院で医師や看護師などの医療従事者不足により、十分な支援活動が行えない状況があります。
- ・ 雲南市立病院及び飯南町立飯南病院は、県立中央病院から代診医の派遣を受けています。

病 院 名	現 状（上段） ・ 課 題 等（下段）
雲南市立病院 （14 診療科目）	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 16 年 2 月に地域医療拠点病院の指定を受ける。 ■現在、巡回診療等のへき地医療活動は実施していない。 ■救急告示病院として、へき地救急医療対策の一翼を担っている。 ■病病・病診連携として整形外科医を飯南町立飯南病院へ週 1 回、雲南市国民健康保険掛合診療所へ月 1 回派遣している。 ■県立中央病院の協力により代診医の派遣を受けている。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ■圏域における中核的な総合病院として、施設・設備、医療スタッフの充実を図ってきた。圏域内の無医地区等対策を充実させるため、巡回診療や医師派遣等の地域医療活動を推進することが必要であるが、医師不足により困難である。
町立奥出雲病院 （11 診療科目）	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 16 年 2 月に地域医療拠点病院の指定を受ける。 ■現在、巡回診療、医師派遣等のへき地医療活動は実施していない。 ■救急告示病院として、へき地救急医療対策の一翼を担っている。 ■町内には、休止状態となっている診療所があり、巡回診療等の地域医療活動を推進することが必要であるが、医師不足により困難である。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ■医師や看護師等の医療従事者確保が困難である。
飯南町立飯南病院 （9 診療科目）	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 16 年 2 月に地域医療拠点病院の指定を受ける。 ■現在 2 箇所に出張診療所を設置してへき地医療活動を実施しているが、巡回診療については実施していない。 ■飯南町立来島診療所と連携し診療している。 ■救急告示病院として、へき地救急医療対策の一翼を担っている。 ■県立中央病院の協力により代診医の派遣を受けている。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ■医師や看護師等の医療従事者確保が困難である。
平成記念病院 （15 診療科目）	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 19 年 8 月に地域医療拠点病院の指定を受ける。 ■現在、巡回診療は実施していない。 ■救急告示病院として、へき地救急医療対策の一翼を担っている。 ■MR I、C T 検査及び読影による遠隔医療等の診療支援を行っている。

■医師の確保が困難である。

(5) 救急医療

1) 初期救急

- ・初期救急は、かかりつけ医、休日在宅当番医制度（奥出雲町で実施）や雲南市立病院などの二次救急医療機関の救急外来で対応しています。
- ・圏域内には、休日夜間診療所がなく、松江や出雲圏域の休日夜間診療所で受診している住民もあります。

2) 二次救急

- ・4か所の救急告示病院（雲南市立病院、町立奥出雲病院、飯南町立飯南病院、平成記念病院）を中心として、休日・夜間の診療に対応しています。
- ・医師不足により、診療機能の低下が懸念される状況にあります。また、初期患者の集中により、医師への負担が増加し、本来の役割に支障を来している状況も見受けられます。
- ・圏域外への救急搬送も多くあり、平成23年6月から運航を開始したドクターヘリなどを活用し、松江・出雲等の近隣圏域と連携して救急医療に対応しています。
- ・スタッフ及び施設・設備の一層の充実が望まれます。

3. 地域医療対策の基本的考え方

(1) 医療従事者の養成・確保

- ・適切な医療を提供するためには、医師・看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要な課題です。
- ・医師については、無料職業紹介所（通称「赤ひげバンク」）を活用した「現役の医師の確保」、奨学金制度などを中心とした「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策の3つの取組を引き続き推進していきます。特に、奨学金貸与医師や地域枠推薦入学医師などが、将来に不安を持つことなく、安心して勤務できるよう、「しまね地域医療支援センター」においてキャリア形成を支援します。

(2) 医療機能の確保

- ・限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用し、患者により良い医療を提供するためには、プライマリーから三次医療機関までの医療機能の分化（医療機関間の役割分担）と連携が重要です。
- ・圏域の医療機能の確保と充実に取り組むとともに、専門性の高い医療等については、他圏域との連携を推進します。

- ・ドクターヘリの運航やI Tを活用した医療情報ネットワークの整備などにより、圏域を超えた医療機関の連携を支援します。

4. 地域等の医療提供体制を構築する各主体の役割

(1) 島根県の役割

- ・今後、奨学金貸与医師や地域枠推薦入学医師などが多数輩出されることから、これらの医師が地域医療に魅力を感じ、地域に定着してもらえるよう、オールしあねでの支援体制を構築・強化していきます。
- ・地域医療の現状把握に努め、大学、医療機関、医師会、市町等と連携し、医療従事者の育成・確保対策や、I Tを活用した医療情報ネットワークの整備などにより、医療機関の役割分担・連携を進め、医療機能の強化のための地域医療施策の推進に全力を挙げて取り組みます。

(2) 地域医療を担う医療機関の役割

- ・人口減少や高齢化の進展、高齢者の一人暮らしの増加等が進んでおり、医療提供体制においても、高齢者の医療を受ける機会や慢性的な疾患の一層の増加が見込まれます。このような状況の中で、一次、二次、三次医療機関がそれぞれの機能を発揮し、役割分担と連携を図ることが必要です。
- ・地域医療機関は、医療を提供する担い手として、住民が安心して良質な医療が受けられるよう、関係機関と連携を図り各種事業を円滑かつ効率的に実施するとともに、住民や市町と良好な信頼関係を築くよう努める必要があります。

(3) 市町の役割

- ・市町は、住民のニーズを把握し、住民の健康増進や医療・福祉、救急患者の搬送、生活環境等についての政策に反映させることが大切です。また、住民が安心して医療を受けられるよう、不採算部門への財政支援や医療従事者の確保など地域医療を維持していくために必要な施策についても、医療機関と連携して主体的に取り組む必要があります。
- ・医療従事者にとって、住みやすい生活環境や働きやすい勤務環境の整備等に対し支援を実施し、魅力を感じてもらえるような施策の充実にも努める必要があります。さらに、住民と医師との意思疎通を図り、地域勤務医の重要性が認識できる場の設定や啓発を行っていく必要があります。

(4) 住民の役割

- ・住民自らが健康の保持増進に努めることが大切であり、病気の予防及び治療に

対する正しい知識を持ち、生活習慣の改善等に取り組む必要があります。

- ・地域医療の重要性や地域勤務医の精神的・肉体的負担等生活面の実情等への理解を深め、いわゆる「コンビニ受診」を控えることや、身近に「かかりつけ医」を持つ等、市町とともに地域医療を支える意識を醸成し、実践していく必要があります。

5. 医師等の医療従事者を確保する方策

(1) 即戦力となる医師を「呼ぶ」対策

- ・地域医療支援機構からの医師や代診医の派遣による医師確保の継続と拡充を図ります。
- ・地域勤務医師確保枠や赤ひげバンク等を活用し、医師の確保を図ります。
- ・自治医科大学卒業医師で義務年限終了後の医師の圏域内医療機関への就業を働きかけます。
- ・圏域での勤務を検討する医師には、その希望に応じて、医療機関や勤務地の生活環境などを見学する地域医療視察ツアーを実施し、圏域への赴任を働きかけます。

用語の定義

■地域勤務医師確保枠（内訳）

1. 機動的・弾力的採用枠

地域勤務を志向する都会地等の勤務医師や専門医等の資格取得を目指す医師を県立病院に受け入れ、必要な研修を一定期間実施した上で、地域の医療機関へ送り出すことを目的とした採用枠。

2. 自治医科大学卒業医師の義務年限明け研修枠

自治医科大学卒業医師の義務年限終了後も引き続き指定公的病院等に勤務する者に対し、必要な研修を受講させ、専門技術を向上させるとともに、県内定着を図るための研修枠。

3. 特定診療科応援枠

地域医療機関の不足診療科へ県立病院から代診医派遣などの支援を行いやすくすることを目的とする採用枠。

(2) 地域医療を担う医師を「育てる」対策

- ・自治医科大学や地域医療に興味を持つ島根大学などの医学生を対象とした地域医療等の研修を受け入れ、中山間地域での医療活動に従事する動機付けや目的意識の醸成を図っていきます。
- ・圏域内の小・中・高校生を対象とした「地域医療をテーマとした授業」や「医

療現場の体験学習」等を通して、地域医療への関心を高め、将来における地域医療の担い手確保を図ります。特に、高校生に対しては、医学部進学に対しての動機付けを行い、地域枠での入学を勧めるとともに奨学金制度の活用を促進します。

- ・大学、医療機関、医師会、市町村、県等が連携する「しまね地域医療支援センター」において、若手医師のキャリア形成等を支援します。

(3) 圏域で勤務する医師を「助ける」対策

- ・島根県代診医派遣制度を活用し、住民の医療の確保を図るとともに、医師の研修への出席や休暇の取得に係る環境を整備します。
- ・地域医療に従事する医師等の医療従事者が安心して充実した勤務をすることができるよう、業務負担軽減や仕事と生活の両立支援のための勤務環境の整備について、医療機関と県・市町、住民が連携して取り組みます。
- ・プライマリーから三次医療機関までの医療機関の役割やコンビニ受診抑制等について住民全体の理解を深めるとともに、地域医療を地域で守るという住民意識を高めるため、地域医療を守る住民団体、市町、医療機関などと連携し、シンポジウムの開催や啓発パンフレットの作成・配布などの地域医療を守る活動の促進に取り組みます。

(4) 看護職員の確保対策

1) 就職促進対策

- ・看護学生修学資金の貸与、県立看護学院や県立大学における地域推薦入学制度などにより圏域内医療機関への就業促進を図ります。
- ・看護学生のための就職ガイダンスや病院見学事業を行うとともに、看護職員の募集状況など広く情報提供することにより、圏域内就業の促進を図ります。

2) 離職防止・再就業支援・資質向上対策

- ・働き続けられる職場環境整備に向けて、多様な勤務形態の導入や院内保育所の整備・運営、新人看護研修など、離職防止の取組を支援します。
- ・ナースセンター事業により行われる再就業支援講習会や各種相談業務などを活用し、再就業の促進を図ります。
- ・各種研修事業の充実を図り、資質の向上に取り組みます。

(5) 薬剤師の確保対策

- ・医薬分業の進展やチーム医療への参画・服薬指導の業務の高度化・多様化など病院薬剤師を取り巻く環境は変化しており、今後の需給動向を注視し、実態把

握に努めるとともに、関係機関と連携協力し、圏域内就職情報の提供など、人材確保のための支援策を検討します。

(6) その他の医療従事者の確保対策

- ・医療のリハビリテーションを担う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等については、島根リハビリテーション学院（奥出雲町）卒業生の圏域内就業の促進など安定的確保に向けて、病院・施設等における人材ニーズや求職者の動向の実態把握に努めます。

6. 地域医療を確保する方策(医療を提供する方策)

(1) 地域医療拠点病院の役割

1) 地域医療拠点病院の事業内容

- ・地域医療拠点病院は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとします。
 - ア 巡回診療等による住民の医療確保に関すること。
 - イ へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む。）並びに技術指導、援助に関すること。
 - ウ 派遣医師等の確保に関すること。
 - エ 地域の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
 - オ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
 - カ 地域の医療機関との連携による「ブロック制」等の推進に関すること。
 - キ その他市町がへき地における医療確保のために実施する事業に対する協力に関すること。

2) 地域医療拠点病院への財政支援

- ・地域医療拠点病院の上記の事業の実施や整備に対して、国庫補助事業等を活用して、予算の範囲内において必要な財政支援を行います。

(2) 医師ブロック制の推進

- ・地域医療に従事する医師の学会や研修会への参加の推進や心身の負担軽減等を図るため、地域医療拠点病院を中心に、医師ブロック制の推進を図ります。

(3) 巡回診療の確保

- ・無医地区等に対して地域医療拠点病院等が実施する巡回診療については、国庫補助事業等を活用して助成を行うほか、市町が実施するへき地巡回診療車の整備に関しても、国庫補助事業を活用して予算の範囲内において必要な財政支援を行います。

(4) へき地診療所の充実

- ・市町が実施するへき地診療所の整備及び運営並びに地域医療拠点病院等との診療連携に対して、国庫補助事業を活用して、予算の範囲内において必要な財政支援を行います。

(5) 通院手段の確保

- ・無医地区等から地域医療機関への通院手段の確保については、市町が実施するへき地患者輸送車の整備に対して、国庫補助事業を活用して、予算の範囲内において必要な財政支援を行います。

7. 診療を支援する方策

(1) ドクターヘリ等の活用

- ・中山間地域を抱え、重篤な救急患者に対応する三次救急医療機関のない当圏域においては、ドクターヘリに対する需要は他圏域に比較して高い状況にあります。今後もドクターヘリや防災ヘリコプターを活用し、傷病者の救命や後遺症の軽減を図ります。

(2) 医療情報ネットワークの整備と普及啓発

- ・圏域内及び圏域を越えた医療機関連携を促進するため、県内医療機関等をつなぐ「医療情報ネットワーク整備（通称：まめネット）」を進めており、平成25年1月にシステムの稼働を開始しました。このネットワークの基盤上で運用する医療機関連携のための各種システム（診療情報共有、地域連携パス共有など）の整備に対して、地域医療再生基金等を活用して支援を行います。
- ・まめネットの整備運営団体であるNPO法人しまね医療情報ネットワークと連携し、ネットワークの普及啓発に取り組みます。

(3) 電話相談システムの活用

- ・乳幼児を持つ保護者の医療に関する不安等に応じる仕組みとして導入した「小児救急電話相談（#8000）」について、広く制度の周知に努め、利用を促進します。

8. 救急医療の充実

- ・二次救急医療機能の水準を維持するために、医師確保のための対策に取り組むとともに、医療機関連携の促進を図ります。現場救急と緊急的な転院搬送の強化を図るため、ドクターヘリの効果的な運航を進めます。
- ・救急搬送途中の救急措置の充実など救急業務の高度化を図るため、メディカル

コントロール協議会等と連携し、救急告示病院と消防機関との連携強化、救急救命士の養成等を進めます。

9. 計画の推進

- (1) 本計画に基づき、雲南地域保健医療対策会議等で、圏域における地域保健医療対策上の諸問題について、必要に応じ協議・調整を図るものとします。
- (2) 地域保健医療対策が重要な課題となっている市町においては、本計画に基づいて、各市町で実施計画の策定に努め、計画的に地域保健医療対策を推進するものとします。